

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

## 全員協議会記録簿

(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 5年 11月 20日 (月)		13時30分	開会
	令和 5年 11月 20日 (月)		14時34分	閉会
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、15名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	—	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	石飛 慶久	
	山本 優	熊高 昌三	宍戸 邦夫	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	山本 敦博	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	藤井 伸樹
	総 務 係 長	日野 貴恵	—	—

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・議長あいさつ</li> <li>・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会のうごき</li> <li>(2) 委員長等報告</li> <li>(3) その他</li> </ul> </li> <li>・協議事項 なし</li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域懇談会での意見等の取り扱いについて</li> <li>(2) 議会基本条例の検証について</li> <li>(3) 人事院勧告の取り扱いについて</li> <li>(4) 全員協議会案件について</li> <li>(5) 事務局から報告・連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部ブロック議員研修会 旅行命令簿、領収書について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・議員間討議事項について</li> </ul>
-----------	---

## 1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

それでは定刻になりましたのでただいまから全員協議会を開会いたします。

開会にあたり議長より挨拶をいただきます。

## 2. 議長あいさつ

○大下議長

11月の全員協という事で、よろしくお願ひいたします。

## 3. 議長報告等

### (1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。これより議長等報告に入ります。議会の動きについて議長より報告いただきます。

○大下議長

市議会の動きの中には書いてありますが、10月の25、26で第18回全国市議会議長会研修フォーラム in 北九州へ行って参りました。それと、31日、2023年度の第2回安芸高田市民生委員会の推薦会がありました。それと13時から、北部ブロック研修会へ皆さんと一緒に出席をいたしました。11月10日、サンフレッチェレジーナの必勝祈願祭へ副議長と一緒に出席をいたしました。12日第39回広島県選抜のゲートボールが高宮ハーモニー広場でありました。それに出席をしました。13、14日の2日間で全国過疎地域連盟の第56回総会及び要望活動に行つて参りました。18日、第11回川村杯小学校駅伝競走大会に出席をいたしました。議員の皆さんも何人か出席をいただいております。ありがとうございました。以上です。

○児玉副議長

ただいま議長から説明があつたとおりですが、皆さんから質疑等ございますか。

(質疑なし)

ないようですので、以上で議長報告を終わります。

### (2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等報告に移ります。

各委員会からの報告がありましたらお願ひいたします。

まず議会運営委員会、山本委員長。

○山本優議会運営委員長

11月7日、議会運営委員会を開催しました。内容については、令和5年第4回安芸高田市議会定例会の運営について、それから2点目、発言の訂正について。3点目、地域懇談会での意見等の取り扱いについて。4、議会基本条例の検証について、5点目、予算について、以上協議しました。詳細についてはその他の項で報告いたします。以上です。

○芦田総務文教常任委員長

11月7日に協議会を開催して、9月20日の総務文教常任委員会での不規則発言の件への対応、それから所管事務調査の件を協議しました。以上です。

○山根産業厚生常任委員長

10月30日、令和5年第2回後期高齢者医療広域連合議会の定例会に出席しました。それについての資料を控え室にご用意しておりますので、ご覧ください。以上です。

○石飛予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

それでは失礼します。議会だより第79号を、各議員さんのメールボックスを入れさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。あとは議会広報編集時に、議事録と若干内容が違うところが、散見されるところもございますので、どうか議員の皆様には、ご協力賜りますように、

よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○秋田監査委員

10月24日に例月出納検査を行いました。その日は出納検査ですが、明日また、出納検査がございますが、来年1月に行う予定の定期監査の詳細については明日決めることになっております。以上です。

○毛利事務局長

芸北広域環境施設組合の議会関係でございますけれども、この1ヶ月主な行事はございませんでした。芸北広域環境施設組合は、12月1日に議会運営委員会、そして12月26日に、芸北広域環境施設組合の定例会を開催する予定です。定例会の方は、午後から開くようになっておりますので、委員さんは出席の方よろしくお願ひいたします。以上です。

### (3) その他

○児玉副議長

その他の会議で皆さんからありますか。

(なし)

ただいまの委員長報告等に対して皆さんから質疑等ございますでしょうか。

(なし)

ないようですので以上で委員長等報告を終わります。

## 4. その他

### (1) 地域懇談会での意見等の取り扱いについて

○児玉副議長

続いてその他報告事項に移ります。

まず1番目、地域懇談会での意見等の取り扱いについてを報告願います。

○山本優議会運営委員長

その他1の地域懇談会での意見等の取り扱いについて報告いたします。お手元にお配りしておりますとおり懇談会でいただいたすべての意見と来場者に行ったアンケートの結果を、議長へまとめて報告いたしました。併せて11月20日にいただいた意見を、議長より執行部へ提出をいたしました。執行部へはその他の意見の中の議会宛の意見と、アンケート結果を省いたものを提出しております。

次にその他の意見の取り扱いについてですが、令和4年の取り扱いと同様、その他の意見を含めたすべての意見を、ホームページに掲載し、次回の懇談会で現状について委員長が報告することとしました。また、先月の全員協議会において、令和4年度のその他の意見の取り扱いについて協議の要請がありましたが、昨年度のその他の意見につきましても、ホームページに掲載することと今年度の懇談会の配布資料に掲載し、委員長が報告を行うことを、4月の議会運営委員会とその後全員協議会で整理されております。それから10月23日の全員協でのご意見についてですが、意見の内容については、結論が出されるようなものではないということと、現状報告でしかできないという意見があり、結論は4月の議運、全員協で確認したとおり、ホームページに掲載し、次回の懇談会で委員長が報告することで返すということの、決めたとおりに行うことといたしました。以上議会運営委員会と協議した事項を報告しました。

○児玉副議長

続いて、補足説明をお願いいたします。

○毛利事務局長

補足と言いますか1点まず訂正でございます。本日、総務と協議したところ、意見のまとめの別冊の方でございます。この中の、総務部関係に公共施設に関する意見16件と上がっております。こちらの方がほとんど八千代の丘美術館に関する記載でございます。協議の結果、こちらはまだ教育委員会に、まだ所管が八千代の丘美術館はあるということで、教育委員会部局の方へ移して、市長の方へ提出させていただきました。また、これ本日お配りしてるのは全意見でございますけれども、各常任委員会ごと、所管ごとの取りまとめをしております。その中で、常任委員会、議会とし

て取り組める事項があれば、洗い出し、今後の所管事務調査の案件として、年間を通して調査研究をいただければと思っております。さらにそれに沿った視察等の計画も立てていくようにしたいのではないかと、事務局では思っておりますので、よろしくご検討のほどお願いいたします。以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明について皆さんから何かご意見ございますか。

○田邊議員

議会に寄せられたその他の意見っていうのをホームページに載せるという話だったんですけども、ホームページに載せる意味がよくわからないんですけど、議会に向けられた意見なのでそれをホームページに載せて市民に見ていただくということよりも、議会に寄せられた意見は議会の中で揉む必要があるんじゃないかと思うんですけども、ホームページに載せる意味を教えてくださいたいんですが。

○山本優議会運営委員長

出た意見をすべてホームページへ載せて、報告は委員長が次の報告会で報告するという、今報告したとおりです。

○田邊議員

例えば、出た意見の中で懇談会の回数をもっと増やして欲しいというような意見もあったと思います。これをホームページに載せて、それを次の懇談会でこんな意見がありましたっていうだけではもらった意見が意味がなくて、その回数を増やして欲しいということに対してどう協議をして、増やすことになったのか、今のまを維持するのかという、その協議そのものが必要だと思うんですけども、そういったところの協議はされないということでもいいんでしょうか。

○山本優議会運営委員長

一点一点細かく整理するのはなかなか難しいんですが、メインのところは、次回のところでまた皆さんと議運の委員長として報告させていただきたいと思います。

○児玉副議長

検討の場を設ける必要があるんじゃないかと聞きよるんでそれに対しての。田邊議員が今言われた、一つの例かもしれませんが開催回数が今のままでいいんかみたいな意見が出とるんで、それを議論する場が必要じゃないかって聞きよるんでその辺の答えになろうかと思うんですが。

○山本優議会運営委員長

もしそういう個別なものがありましたら、意見出してくださいって言ってましたよね。その中でこれについてはどうするんですかっていう具体的な例を挙げてもらえればしっかりと検討していきたいと思います。

○田邊議員

ということは今後読み返してこれについて議運で協議してもらいたいということを提案させてもらうような形をとってもよろしいということでしょうか。

○山本優議会運営委員長

回数とか方法については、提案いただければと思います。

○南澤議員

今、地域懇談会の回数や方法についての話だったかと思うんですけども。それ以外のことで、今回この自由な意見交換などで議会に対して寄せられた意見で取り上げられて取り上げていただきたいという、協議していただきたいというものがあればまた取り上げて、この場、全員協議会の場などで取り上げればよろしいということで理解してよろしいですか。

○山本優議会運営委員長

今回のまとめについては、先ほども言いましたように、議運で諮って、もう議長に提出しておりますので、次回からの提案については、提案していただければ、そのとおり皆さんと協議してやりたいと思います。先ほど言ったとおりです。

○南澤議員

次回の地域懇談会のやり方についてだけではなくて、例えばここ項目区切ってわずかな意見ですけども議員定数のことについても書かれています。こういったことを市民からの意見として上がってきてるものを、やはり市議会としてしっかり受けとめて回答していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、つまり地域懇談会のやり方以外のところでも今、市民から声が上がってきてるものについて、どのように対応するかこれは対応したほうがいいんじゃないかと議会として取り上げるべきではないかという提案を行えるのか否かお答えください。

○山本優議会運営委員長

これは全員協で提案していただければ、そのように対応します。

○児玉副議長

ということはこの地域懇談会の、さらに中身の審議をしていただきたいということはこの場で提案していただければ議運の方で議論されるということで理解してよろしいですか。

○山本優議会運営委員長

いや5年度の方はもう報告してますので、次の来年度については、提案いただければそのような対応をしていきたいということです。提案を受けられるかということでしょう。5年度の懇談会の部分はすべてもう議長に提出して報告されておりますので、来年度の懇談会での取り上げる内容について、提案したいというわけでしょう。

○南澤議員

ちょっとニュアンスが異なるかなというふうに思います。今回住民の皆さんと懇談会の機会を設けて皆さんの意見をお伺いしました。ここで出てきたことについて、議会として対応すべきことがあるのであれば、それを我々協議して対応して、次年度に回答すべきだと考えています。ですので今回上がってきたものについて、これを議会として協議して、何らかの方向性を出すべきではないですかという提案をさせてもらっていいですかという問い合わせをしています。

○山本優議会運営委員長

来年度じゃなくて今回の結果を経て、提案できるものがあれば提案していいですかということですね。提案してみてください。

○児玉副議長

他に皆さんから何か御意見ございますか。

(なし)

御意見がないようですので次に移ります。

## (2) 議会基本条例の検証について

○児玉副議長

続いて2番目の項目に入りたいと思います。

議会基本条例の検証について、議会運営委員長の報告を求めます。

○山本優議会運営委員長

11月7日の議会運営委員会において協議を行い、議会基本条例の検証について成果と課題を洗い出しまとめを行いましたので報告いたします。お手元の資料をご覧ください。先月の全員協議会において検証結果の資料を配布し、10月31日までの期限で意見を求めておりました。しかしいただいた意見ですが、様々な意見があるので評価点数の低いものの課題解決に向けて、議会改革特別委員会を、立ち上げて取り組むべきとの意見が、同じような意見として2点ありました。いただいた意見を10月31日の議運で協議したところ、検証結果の中で、条例に不備とか、追加条件があるというような意見がなかったため、議会改革特別委員会を立ち上げる必要はないとのことから、今回の検証のまとめには取り入れないことといたしました。

成果についてですが、情報の公開、総務文教、産業厚生常任委員会の会議録の全文作成及び公開。総務文教、産業厚生常任委員会のYouTube配信、傍聴規則、規定の見直し、傍聴の受け付け入場制限。傍聴人の守るべき事項、録音録画撮影などの禁止。会議録速報版の公開、議会だよりの充実、カタログポケットのQRコード掲載など情報公開の規定をいたしております。その中で議員の政治倫理としまして、ハラスメント研修の実施を挙げております。

続きまして課題といたしましては議会の活動原則、執行部との関係の構築が不十分であるため、意見等を市政に反映するよう執行部に求める活動ができていないという課題が現れております。それから市長の政策等の形成過程の説明については、執行部の政策の形成過程の説明を求める場がなく、説明資料の提供が少ないため、審議や調査が十分にできていないなどの項目が課題であると結論でございました。

検証の結果でございますが、新型コロナウイルス感染症により制限があり、十分に議員活動が行えなかったが、議員活動の根幹となる議会基本条例を改めて認識し、条例を遵守しながら、今後議員活動をしていく必要がある。もう1点、二元代表制の機能である監視機能、政策提言を執行部に行えるよう今後検討していくこと。市民との対話や接点を持ち、議員の認識を高めていくことをまとめとして行いました。検証結果を議会運営委員会から議長へ報告、この結果を議長へ報告いたします。

以上で、基本条例の検証についての報告を終わります。

○児玉副議長

ただいまの説明について皆さんから何かご意見ございますか。

○南澤議員

まず一番冒頭上段のところ、点数低いものの課題解決に向けて議会改革特別委員会を立ち上げて取り組むべきということに対しての、これをしないという理由をちょっと今、メモ取りきれなかったんで申し訳ないんですけどもう一度お願いできますでしょうか。

○山本優議会運営委員長

お二人から意見をいただいておりますが、この意見は、条例の不備や追加の具体的な意見がなかったので、この意見については、取り組む必要がないとの結論に至ったわけです。

○南澤議員

ありがとうございます。まず、このいただいた意見の中で、不備や追加が必要かという問いではなかったかと思えます。それがなかったことを理由として、議会改革特別委員会の立ち上げが不要だというふうに出てきているかと思うんですけども、現状を議会基本条例でうたっている議員間の討議等はかなり自己評価低いと認識をしておるんですけども、それについて議員全員で評価が低いのであれば、これに対して何らかの形で、自分たちがうまくできてないと思うところを改善していく必要がある。そういったものを検討する必要があるのではないかという思いで、議会改革特別委員会の立ち上げが必要ではないかというふうなこの意見を申しておるんですけども、そういった評価の低い点については、今後どのように対応していくお考えでしょうか。

○山本優議会運営委員長

この意見は出されておりますが、議会基本条例の検証についてでございます。議会基本条例の検証で良いか悪いかという具体的な点をはっきりと挙げて、それをこれは変えなきゃいけないとか、ここは追加しなきゃいけないという提案があれば、それに対してできますけども、全体で、大まかな改革が必要じゃないかという言い方では取り扱わないということでございます。

○南澤議員

平成30年だったかと思えます議会基本条例を定めたのは。その際、議会基本条例というかこの法律全般、条例とか、こういったもの全般にいえることなんですけれども、理想こうありたいというものを法に位置づけるのではないかなと思えます。議会としてこういう方向性を目指していこうということで、議会基本条例、皆さんの合意のもと、形成されたんだろうというふうに認識をしております。その中で議会基本条例がいいか悪いかという点では、中に書いてある条例、条文、いずれにしてもそうあるべきであろうと、今その当時審議に参加してなかった我々が見ても、そうでありたいと思える内容だと思います。基本条例を直すとか不備があるとかそういう話ではなくて、議会基本条例、掲げた理想に対して、今の我々がどうあるのか、現状とのギャップを確認して、いかにそこに近づけていけるか、あるいは目指すべき条文がちょっと違うのであればそこはそこでまた検討する必要があると思うんですけども、目指すべき姿、掲げた議会基本条例に対して、現状どうであるかっていうのを、自己採点したわけですね。現状不備というか点数として十分でないところ

ろがあるんであれば、いかに近づけていけるかを検討する場が必要だと思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。議会基本条例がいいか悪いかという話じゃなくて、あれはいいもの理想として掲げたはずなので、現状とその理想のギャップをいかに埋めるかという話をお伺いしたいと思います。

○山本優議会運営委員長

先ほど南澤議員が言ったようにこれは議員の基本条例です。目標です。だからこれができてないというのはここに議会の活動原則として課題としまして先ほど説明しました。執行部との関係の構築が不十分であるため、意見等を市政に反映するよう執行部に求める活動ができていないというのが議会としての課題です。あとは点数が低いとか高いとかいう部分は、議員個人が活動したかしないかの問題点だろうと思います。その辺の認識をこれから改めて、点数の低い部分は自分たちで点数を上げるように努力していく必要があるというような報告をしとるわけです。以上です。

○南澤議員

今委員長からのご回答ですと、まず執行部との関係の話を1点されました。もう一つ議員個人の話をされました。2点だと思うんですけども、先ほど来申し上げておりますとおり、議員同士の討議、議員同士で話し合う場というものそのもの自体はこれ仕組みとして用意されてないと今思っています。議案に対してそれぞれの質疑が終わった後に、やはり先日の県北3市の研修会でもありましたけれども、討論1回きり、誰が決めたんだというような話もありました。その中で討論を複数繰り返す中で、議会として住民の合意を作っていくというやり方も当然検討できると思うんです。今、我々として議員間の討議ができてないという課題に対して、解決の仕方については検討の余地が十分あるんじゃないかと。先ほど委員長がおっしゃった執行部との関係や議員個人の話というのは、確かに執行部、相手があることだったり、議員個人で解決していけることもあるとは思いますが、議会の中での議員の自由の討議、討議の場ですよね。協議の場、討議の場というのが課題として挙げられてると思いますが、それは今の回答の中に入っていないので改めてその点お伺いしたいと思います。

○山本優議会運営委員長

議員間討議、議論する場はここ全員協にありますが、いつでも言えるはずですが、ここに最後にもありますが議員間討議ありませんか言うても、それも発言がないじゃないですか。だから、やろうと思えばできるんですよここは。それは自分たちがそれを認識して、これをしましょうやというように言わないと、これをやる必要がないと皆さんここで言ってるわけだから、それはやるんだから、何か発言があればできるわけですよ。できるようには仕組みができとるわけですから。

○南澤議員

全員協議会の中での6番、議員間討議の件については承知いたしました。議案について、今の流れの中で、今のルールだと、討論は1人1回ということになってますけれども、そういった点もしっかりとそれぞれの意見に対して答えをしていく中で住民の合意を形成していく必要があると考えております。そういった点も他の自治体の事例等を参考にしながら、よりよい形にしていけるんじゃないかと思うんですけども。そういったことを検討する機会があつて然るべきではないかなと思います。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○山本優議会運営委員長

議案に対して質疑討論は十分尽くされていると思っております。だけど、議員同士の質疑討論で相手の意見に質疑する権限はありません。質疑するようなことはできません。人の意見に対しての質疑はできないです。それ分かってますか。

○南澤議員

現状そうなってるというのは認識しておりますが、その状況がこのままで良いとも思わなくて、お互いの認識の中で、齟齬があるんであれば、どこが違うのか、どちらの認識、正しいとかどうしたら認識が揃えられるのか。そうしながら誤解のあったまま、大事な議決をしてはならないと思います。お互いの認識を揃えた上で決めていく。そのための仕組みが今ない。今、質問してはいけないという話をされましたけど、全くそのとおりでと思うんですけど、その状況がまさに課

題だと思っていますので、そういったところをどうやって埋めていけるかというのは我々全員で話して、その議会で話されたことの議事録を見て、いろんな立場の人の意見を読み持ち寄って、そういうことでこの合意ができたんだねということを住民が遡って追えるということが、我々の仕事としてとても必要なことだと思っています。今そういう状況にないので、そこを変えていくべきではないかなというふうに考えるんですけども。それが評価が低かった議員間の討議に繋がると思うんですが、そういったことができるように議会の仕組み、ルール自体を見直していく必要があるんじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○山本優議会運営委員長

議案に対して質疑討論するわけですから、人の意見に対して質疑討論やりだしたら、議案の質疑にならんようになるじゃないですか。お互いが言い合いするようになったら、議案の審議にならんようになりますよ、良いか悪いかと、お互いにそれぞれが意見が違う議員がたくさんいるわけですから。だから、議会のルールとして、人の意見について質疑はしないようにということになってるわけですから、自分は議案に対して質疑をする。良いか悪いかを質疑するのが、議会の進め方ですよ。

○金行議員

決めた原則はやっぱり人の意見は言わない、法的にはそれはないんだと私は思うんですけど、これを決めた時にはその意見は言わないことにしようということで、申し合わせがあったという認識があるんですよ、討論に対して。みんなの意見があれば改善する余地もあるんだが、これを作った時は意見に対しては申し合わせ事項でしないことにしようという記憶があるんですよ。

○大下議長

考えが違うんじゃないですか。今回のこの基本条例の検証というのは、その基本条例の中に間違っていたことがあるのか、やり直さないといけんことがあるんなら検証しましょう。点数についてどうじゃないですよ、これは。今回の基本条例のどこか悪いところがあれば直そうというその検証ですよ。点数が悪いのは、個々の議員さんが活動で点数をあげてください、それは。ちょっと意見が違うんじゃないですかね。

○田邊議員

その点数のことはちょっと置いときます。まず、このまとめについての部分の黒ポチ三つ目課題というのは、議運で話し合われて、これが課題であるというふうに表示されたものと認識しております。つまり議運で話してここは課題ですよねということが出てる以上、この課題解決に向けてどう取り組むかということが必要だと思うんですけども、この出された課題をまとめて出された課題について、これはどういう形でこの課題解決に向けて動かれるのか、そこが書かれていないのでそこをちょっと教えてください。

○山本優議会運営委員長

これは課題ですから今後の課題として取り組んでいくことであります。以上です。

○田邊議員

どうやって取り組むか、議運で話すのか全員協で皆で話すのか、具体的に取り組む方法を教えてくださいんですけども。

○山本優議会運営委員長

それはどうやってやるかは皆さんで協議しながら、全員協で出してやるか、議運で議長から諮問を受けてやるか。今から考えていくことです。

○南澤議員

先ほど議長が検証というのは、議会基本条例が良いか悪いかを見るもんだというふうにおっしゃったかと思うんですけどその認識で合ってますか。

○大下議長

その認識ですよ。基本条例を間違っとか。その内容的に変えないといけんところがあれば意見をくれいことだったと私は思いますけど。認識の違いですよそこが。

○南澤議員

認識の違いと片付けて良いのかどうかなんですけれども、これ議会基本条例の8ページ20条、第11章に見直し手続きと書いてありまして、第20条、議会はこの条例の遵守及び推進のため議会運営委員会等で適宜検証を行う。議会は社会情勢の変化等によりこの条例を見直す必要が生じた場合には速やかに検討し改正の措置を講じると書いてあります。一番にはこの条例がちゃんと守れているのか推進できているのか、そこを検証しましょうと書いてあるので、まずそちらが先。その上で、議会、社会情勢の変化等により、見直す必要があればそこを見直しましょうとあるわけで、まずその認識をそろえておく必要があると思いますが議長、いかがでしょうか。

○大下議長

見直しが必要なことがあれば、日にちを切って、それを提案してくださいということはあったはずですよ。何もなかったじゃないですか。

○児玉副議長

どうもこのままでは議論が延々と続きそうなんです、他の方から何かご意見ございますか。

○先川議員

これは議員個人、議会がまず認識していくものをまとめた。それでまた会派もあって、会派の中でまたその中で議論をしていくと。全員でこうやっていくような案件ではないと思いますよ。まず、自らがこういう課題があるからどう解決していくかということをや、その中で1人ではできないから、会派でやり、あるいは数人でやり、そして全体のこういう協議会へ持っていくという方法でないと。いきなりこの全員協議会で協議しながらやっていくという問題では私はないと思います。まず個人だと思います。

○南澤議員

一つ一つ返していきたいと思います。先川議員に申し上げます。まず会派ということでこの1段目、2件、これは我々の会派から、協議した結果で出させていただいているものです。以上です。

○児玉副議長

他に皆さんから何かございますか。

(なし)

今回の基本条例の検証についていろいろご意見があったんですが、今のようないろいろ議論がありましたけども、今のこの出てる検証の課題というところで、2人からご意見があったわけですが、そのご意見をまた議運の中で一つご検討いただくというのはいかがですか。

○山本優議会運営委員長

今回のこの議会運営委員会での決定の報告をしました。まだそれ以上に課題があるからというのであれば、また議長の方へ提案してもらってかしてください。それによっては対応することもできます。

○児玉副議長

ということで一応議長の方に出されてるもう結果報告なんで、それに対して今委員長言われるように、もし見直しということがあれば、議長の方と話をさせていただければ一番筋が通るんじゃないかと私も思うんですがいかがですか。

○金行議員

今、山本委員長が言ったように、南澤議員、田邊議員の会派がいろいろ思ってること出されてるんだから、それをまとめて、委員長の方へ報告して、そこで議運なり、それから全体にかけてもらうことになつとるから、今委員長が言われたように、やられたらどうかと思いますよ、私も。

○児玉副議長

議運っていうよりも、議長の方ということになろうと思います。ということで理解していただきたいと思います。

よろしいですか。

(よい)

この件に関しまして他にご意見ございますか。

ないようですので次に移ります。

### (3) 人事院勧告の取り扱いについて

○児玉副議長

人事院勧告の取り扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。

○山本優議会運営委員長

人事院勧告の取り扱いについて協議を行っております。議会運営委員会で委員の意見をいただいておりますので、まずそれを報告させていただき、詳細については事務局から報告をさせていただきます。議会運営委員会では、人事院勧告に従っていくべきという意見と、議員は従わなくてよいのではないかと、二つの意見がございました。執行部と同じように取り扱うという結論となり、発議を行うことといたしました。内容についての詳細は、事務局より説明いたします。

○藤井事務局次長

それでは資料の説明をいたします。令和5年人事院勧告についてという1枚ものでございます。先ほど委員長の方からもございましたとおり令和5年の人事院勧告が8月末にございました。中身を一部関係のあるところだけ抜粋しております。

まず(1)でございます。まず令和5年人事院勧告なんですが、月例給について民間給与との格差を解消するため給料月額を引き上げ、②に特別給の年間月数を0.1月分引き上げて期末手当及び勤勉手当に均等に配分すると。議員の皆様様に直接影響があるものにつきましては②の方でございます。線を引いとる方でございます。

(2)でございます。人事院勧告を反映した、令和5年12月の期末手当について、まずどのくらいあるかという影響額を、そこに算出しております。0.1ヶ月引き上げですので、現在2.20ヶ月であるものが、本来でありましたら6月と12月と0.1を割って、0.05ずつということなんですが、この度は12月で調整をしますのです、0.1ヶ月そのまま上がりますので、2.30ヶ月になります。

①②③④⑤とございますが、そちらの②の方、ご覧ください。こちらが6月期にすでに支給されている金額になります。12月も同じ額だったんですが、今回0.10ヶ月引き上げということでございますので、③の方になる予定でございます。予算の方でございますが、④⑤ということで、全部で63万7,000円不足しますので、このたび補正予算の方、これで調整をさせていただきたいと考えております。ちなみにですが、議員1人当たりに戻しますと、1人当たり3万9,000円の増となります。

続いて今後の予定でございます。この資料は前回の議会運営委員会で使った資料でございますのでちょっと古いです。これを端折りまして口頭で言わせていただきます。現在、この人事院勧告につきまして、執行部におかれましては、特別職と一般職の給与、あとは期末手当の条例の一部改正、こちらを12月定例会に向けて提案するように、今進めていらっしゃるところでございます。議員における特別職の条例改正でございますが、この後、③になりますが、条例の一部改正の発議書ということで、議長へ提出いただきまして、議会分ということで、議運で取り扱いを行うということでございましたので、そのようにして提出いただいて、その後、定例会の日に発議案を上程いただきまして、あとは補正予算もこれに関連して出てきます。そのあと、否決可決とありますが、可決となりましたら、年末に差額が支給をされるというようなスケジューリングになろうかと思いません。資料につきましては以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明に関しまして皆さんから何かご質問ございますか。

○山本優議会運営委員長

この人事院勧告については、執行部と、同一で行うということにしましたので、この提案者については、事務局と正副委員長で協議することとしておりましたが、案として、提案者を議運の委員長、賛成者を副委員長ということで提出したいと思いますが、皆さんの方から何かご意見がございましたら。

○児玉副議長

ご意見ございますか。

(なし)

じゃあ今山本委員長の報告いただいたとおりで進めていただくということで進めさせていただきます。

#### (4) 全員協議会案件について

○児玉副議長

では続いて4番目の全員協議会案件についてに入ります。

事務局からの報告を求めます。

○毛利事務局長

全員協議会の案件でございます。11月10日付で市長より通知がございました。23年11月20日開催の全員協議会に意見聴取のため、別紙の案件を提出しますということで、裏面の方に内容が入っております。2021年1月19日の全員協議会において、執行部が退席になったことに対する議長及び副議長の責任についてという内容でございます。議長との協議をさせていただきましたけれども、また石丸市長の対応が今までと変わらないということで、これにつきましては受け付けないということで、執行部の方には口頭で返しております。以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明に関しまして皆さんから何かご質疑ございますか。

(なし)

質疑なしでございますので、次に入らせていただきます。

#### (5) 事務局から報告・連絡

##### ・北部ブロック議員研修会 旅行命令簿、領収書について

○児玉副議長

ここで事務局から諸連絡があるようですので報告を求めます。

まず北部ブロック議員研修会、旅行命令簿領収書についての説明を求めます。

○毛利事務局長

北部ブロック議員研修会の旅行命令簿及び意見交換会の会費の領収書をそれぞれ配布させていただいております。旅行命令簿につきましては、鉛筆で丸をしております氏名復命の部分をご記入いただき、議会事務局までご提出をお願いいたします。押印や日付の記入は不要ですので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○児玉副議長

この件に関して皆さんから何かご質疑ございますか。

(なし)

ないようでしたら、この件を終わります。

##### ・(追加日程) 議会委員会中継に関する要綱の見直しについて

○児玉副議長

続いてその他の項で皆さんから何かございますか。

大下議長。

○大下議長

議会委員会中継に関する要綱の見直しについて、昨年10月24日、全員協議会で見直しを行い、第7条の録画中継の配信時期について、会議録の公開までとしていたものを、議会議員の改選後1年までの期間といたしましたが、現在過去の映像を切り取ってYouTubeにアップされる事案が多いため、この配信期間を元の会議録の公開までに戻すよう、議会運営委員会で協議をいただいたらというふうに思います。以上です。

○児玉副議長

一応今議長の方から議運の方に諮問ということで説明があったかと思えます。

これでよろしいでしょうか。

○南澤議員

理由なんですけれども、切り抜き配信が多いからですか。

○大下議長

切り抜き、確かに多いのが現実ですからね。配信をいつまでもしとく意味がないというふうに、議会としてはないというふうに思いますんで。ましてや YouTube されとる方の内容、やはり出して、その YouTube で喋ることも考えて喋ってもらわんと、議会を混乱させるような言動が見受けられますので。そこらは気をつけていただきたいというふうに思います。以上です。

○田邊議員

過去の分というお話だったんですけど、今から出す分をそうするのか、今出てるものもそうするという事なんでしょうか。

○大下議長

全てです。

○児玉副議長

その他皆さんからございますか。

(なし)

・ (追加日程) 議員賠償責任保険について

○児玉副議長

続いて事務局より追加で報告がありますので、お願いいたします。

○毛利事務局長

それでは、議員賠償責任保険についてのご案内でございます。前回 10 月 23 日の全員協議会でご案内いたしました議員賠償責任保険の申し込みの期限が 11 月 30 日となっております。全国市議会議長会のホームページにパンフレットが掲載されておりましたので、皆さんにお配りしておきます。加入の申し込みをされる方は早めに申し込んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

・ (追加日程) 安芸高田市役所施設及び市内公共交通機関等の殺人及び爆破等の予告について

それでは続いてもう 1 件、連絡させていただきます。先日 10 月 24 日に議員の皆さんに安芸高田市役所施設及び市内公共交通機関等の殺人及び爆破等の予告についてということで、情報提供させていただきましたが、危機管理課にその後聞き取りをしたところ、数年前から年 2 から 3 回、このような予告が届いており、その都度安芸高田警察署に届け出て、対応を協議しているところです。結論から言えば、これは愉快犯で、今回も実行に及ぶ危険性がほぼないということから市民への公表は混乱を招くとの判断から避難の呼びかけ等は行われなかった模様です。また、直近、実は 11 月 15 日にも爆破予告が届きました。こちらも愉快犯であるとの判断から、同様に公表は行っておりません。なお、市の対応でございますけれども、予告日の前日に市役所職員等におきまして、庁舎内に不審物の捜査を行っております。いずれも不審物はないという結論で判断をしております。以上です。

○児玉副議長

ただいまの 2 件に対して皆さんから何かご質問ございますか。

(なし)

ないようですので、事務局の報告を終わります。

その他ありますか。

暫時休憩とします。

休憩 14 : 28

再開 14 : 29

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開します。

他にその他の項で皆さんから何かございますか。

・ (追加日程) 水道企業団の情報について

○田邊議員

水道の広域化をされて市長が議員になられているわけなんですけれども。その広域化の情報が一切こちらに届かないので、何とか情報を得る方法がないかなと思ってのんですけれども。本来だったらこの一番の議長報告等も議会の動きの委員長報告のその他の議会とかで報告されるべきものなんだろうと思うんですけれども、何かこの情報を得る方法というのがないのかどうかを検討していただきたいんですけれども。

○児玉副議長

暫時休憩いたします。

休憩 14:30

再開 14:32

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

他にその他の項でございますか。

・(追加日程) タブレット導入について

○南澤議員

前回の全員協議会の時にも話に出たかと思うんですけれども、パソコンとかタブレット化の件については早急に対応したいということだったんですけれどもその後何か動きありますでしょうか。

○毛利事務局長

大変申し訳ございません、早急にと言いましたけれどもなかなか取りかかれていないのが現実でございます。以上です。

○南澤議員

早急にというふうにおっしゃっているので、見通しだけでも立てていつまでにしますというようなことをお願いできればと思うんですけれども。

○毛利事務局長

まだ見通しは立てておりません。見通しを立てて早急に報告させていただきます。

○児玉副議長

その他皆さんから何かございますか。

(なし)

ないようですので、以上でその他の項を終わります。

**6. 議員間討議事項について**

○児玉副議長

次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がございますでしょうか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

**7. 閉会 【14:34】**